

エコリーフ文書管理番号：R-11-04
発行：2008(平成 20)年 5 月 1 日

エコリーフ環境ラベル倫理規程

社団法人産業環境管理協会

作成	承認

エコリーフ環境ラベル倫理規程

(目的)

第1条 運営委員会委員、審議委員会委員、評価レビューパネル委員、原単位レビューパネル委員、PCR-WG参加者、システム認定審査員、データ検証員、並びにエコリーフ事業室役職員等、エコリーフ環境ラベルプログラム関係者に求める倫理規範を定める。

(倫理規範)

第2条 エコリーフ環境ラベル実施ガイドライン8.1節に定める倫理規範を次のとおり定める。

- ① エコリーフ環境ラベルに係わるすべての当事者は、誠意をもって業務を円滑に推進することを心掛ける。
- ② エコリーフ環境ラベルに係わるすべての当事者は、利害関係者から勧誘、贈り物等によるいかなる利益や便宜を受けてはならない。
- ③ エコリーフ環境ラベルに係わるすべての当事者は、利害関係者に対していかなる利益や便宜の供与を示唆してはならない。
- ④ エコリーフ環境ラベルに係わるすべての当事者は、業務を通じて得た秘密を要する情報を漏洩してはならない。なお、その期間は無期限とする。

付則（改訂履歴）

本規程は、平成14年7月1日から施行する。

本規程は、平成17年4月1日から施行する。

本規程は、平成18年7月7日から施行する。

本規程は、平成20年5月1日から施行する。